

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、山本郡三種町下岩川土地改良区から次のとおり役員  
の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成26年10月31日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

山本郡三種町下岩川字達子150番地

三 村 一 則